

仕 様 書

本仕様書は、社会福祉法人交野市社会福祉協議会が実施する「平成 29 年度交野市立保健福祉総合センター電力調達事業」に関し必要とされる内容を定めたものであり、関係法令等の定めによるもののほかは、本仕様書によるものとする。

1. 概要・使用・予定契約電力・予定電力使用量等

別紙の施設一覧表のとおり。

2. 契約使用期間

平成 29 年 10 月 1 日 0 時から平成 31 年 3 月 31 日 24 時までとする。

3. 需給地点

需要場所における当センターの構内第 1 柱上に当センターが施設した開閉器の電源側接続点とする。

4. 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

5. 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

6. 電力の安定供給

供給者は、供給者側の事故や災害により、需要者への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保し、電力の安定供給を図ること。

7. 使用電力の軽量及び確認

①供給者は、需要者の最大需用電力（契約電力）及び使用電力量を、毎月 1 日の 0 時から当該月末日 24 時までの期間に電力量計に記録された値を検針することで計量する。

②供給者は、①の計量結果について、需要者が指定する職員による検査を受けるものとする。なお、検針日は、実際に検針を行った日に関わらず、毎月 1 日とする。

8. 電気料金の算定方法

①電気料金は、月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

②電気料金は、次のア～エに掲げる料金を合算した額とする。

ア 基本料金【＝契約電力×基本料金単価×(1.85×力率/100)】

イ 電力量料金【＝使用電力量×電力量料金単価(夏季及びその他季)】

ウ 燃料費調整額【＝使用電力量×(±燃料費調整単価)】

※燃料費調整単価は、管内の旧一般電気事業者が採用するものを用いる。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

※関西管内の旧一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

③端数調整については、次のとおりとする。

契約電力の単位は 1kW、使用電力量の単位は 1kWh、力率の単位は 1%とし、それぞれ小数点以下の端数は第 1 位で四捨五入する。

※ただし、入札金額の算出においては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。

9. 請求の方法

請求書には、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に消費税及び地方消費税を含んだ価格を明記すること。請求書には、電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率及び契約電力等を記載した内訳を添付すること。

10. その他

本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款によるものとする。ただし、契約日現在有効な関西管内の旧一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件に照らし、社会福祉法人交野市社会福祉協議会にとって不利と認められる規定については、これを適用しないものとする。

以上